

門真市附属機関に関する条例

平成25年 3 月28日門真市条例第 3 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号・28年24号・令和 2 年 2 号〕

(委任)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附 則（令和 4 年 9 月27日門真市条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）												
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>地域包括支援センター運営協議会委員</td><td>日 8,400円</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	区分	報酬額	地域包括支援センター運営協議会委員	日 8,400円	略		<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	区分	報酬額			略	
区分	報酬額												
地域包括支援センター運営協議会委員	日 8,400円												
略													
区分	報酬額												
略													
備考 略	備考 略												

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項についての調査審議に関する事務